

2008年度(秋学期入学)

関西大学大学院会計研究科 入学試験問題(6月募集)

[素養重視方式]

小論文

受験上の注意事項

1. 監督者の指示があるまで、この問題用紙を開くことはできません。
2. 試験場においては、すべて監督者の指示に従ってください。
3. 問題は13ページまであります。
4. 試験時間は90分です。
試験開始から終了までの間、試験教室からの途中退出はできません。
5. 机上には受験票、筆記用具、時計（計時機能のみのもの）以外のものは置かないでください。
6. 時計のアラームは解除し、また、携帯電話、P H S等は必ず電源を切ってかばんにしまってください。
7. 不正行為を行った者は試験を無効とします。

小論文

問題

次の資料は、平成19年11月の政府税制調査会の「抜本的な税制改革に向けた基本的考え方」の議事録の一部抜粋である。この資料を読んで、次の間に答えなさい。

- (1) 税制改革にあたっての日本の基本的問題とは何ですか。
- (2) 抜本的な税制改革の具体的方向性を述べなさい。
- (3) 本資料では、消費税をどのようにすべきであると述べているか。

第1 総論

〔I〕抜本的な税制改革に向けて

新しい世紀が幕を開け、激しい変化の時代を迎えるとともに、抜本的な税制改革が焦眉の政策課題となっている。振り返ると、我が国の税制については、平成元年の消費税の導入や個人所得課税の累進緩和等、累次の抜本的な改革が実施され、その時々の社会経済情勢に応じたあるべき税制を目指す取組みが行われてきた。しかし、こうした抜本的な改革以降、我が国は経済・社会の全般にわたる激しい構造変化に遭遇している。

こうした構造変化の重要な要因としては、二つの点が挙げられる。

第一は、我が国において、主要先進国で類例を見ないほどの速さで少子高齢化が進行し、人口の減少と超高齢化社会への移行が始まっていることである。いわゆる「団塊の世代」が基礎年金の受給者となる時期が目前に迫るとともに、出生率の低下が進行し、平成16年をピークに人口が減少し始めている。

第二は、グローバル化の急速な進展である。世界の市場が統合されることで、人や資本が国境を越えて活発に動き回り、企業のあり方も大きく変化し、国際的競争が激しさを増している。資産の蓄積が進み、資産の効率的な活用の重要性が増す一方、資産価格の変動が経済・社会に与えるインパクトも大きなものとなっている。

少子高齢化は、年金・医療・介護などの社会保障給付の増大を招いている。1990年代以降、経済停滞の下で実施された公共投資の拡大や減税等により悪化した我が国財政に、この間に社会保障給付費が概ね倍増したことが、さらなる歳出増加圧力を加えってきた。平成19年度の国の歳入に占める税収の割合は6割強にとどまり、国・地方の債務残高は773兆円（対GDP比148%）に達している。このような財政状況は、社会保障制度の持続可能性を疑わせ、国民各層に将来への大きな不安と動搖をもたらす原因となっている。深刻な財政状況への対応を先送りし、現在の債務残高がさらに累増していくれば、国際的にも我が国経済への信認を損ないかねない。

他方、グローバル化の進展や我が国の経済停滞と軌を一にして、都市と地方、大企業と中小企業、あるいは異なった雇用形態の間など、様々な側面で、格差と呼ばれる問題が指摘されるようになった。経済停滞とも重なって、その固定化への懸念も生じており、こうした国民の懸念に真摯に対応することが大きな課題である。

これら二つの問題への対処に当たっては、経済・社会の活力の維持・向上の視点が欠かせない。

過去の歴史を振り返ると、我が国は戦後の一時期において企業規模や雇用・就業構造に係る「二重構造」の問題に直面していたが、その問題は高度成長の実現によって一応は解消し、同じ時期に国民皆保険・皆年金等の社会保障制度が構築された。経済成長は、これまで一人ひとりの所得を増やすだけではなく、その分配をめぐる問題の解決や社会保障の確立・充実に役立ってきたのであり、今後とも、成長の基盤を育むことの重要性は明らかである。ただし、今日の我が国は、かつての高度成長期のように、先進国へのキャッチアップを行う位置にはなく、最先端の技術革新の分野でフロンティアランナーとして熾烈な国際競争にさらされている。成長力強化のために真摯な努力を重ねる必要がある。

最近では、経済・社会の構造変化と結び付きながら、社会の価値観が多様化し、結婚、出産・育児等について幅広い選択が行われ、家族のあり方が変化して共働き世帯や単身世帯が増加し、労働市場の変容について雇用を長期的に保障する日本型雇用慣行も変化を見せている。こうした制度・慣行の変化は、人口減少や格差と呼ばれる問題の背景としても指摘されるが、国民一人ひとりが潜在能力を発揮できるチャンスでもある。国民一人ひとりの一層の社会参画を促す条件を整えることで、活力ある社会を構築して閉塞感を払拭すべきであり、こうした社会の活性化を、経済の活性化につなげていくことが重要である。

以上のようにみてくれば、税制が厳しい財政状況の中で今後対処しなければならないのは、少子高齢化やグローバル化などの経済・社会の構造変化を背景とした、社会保障の安定財源確保、いわゆる格差の問題、成長力の強化といった大きな国民的課題

である。これらの解決のため、中長期的視点に立って、税体系全体のあり方について抜本的な見直しを行っていくことが、今、求められている。

〔Ⅱ〕抜本的な税制改革の視点とその具体的方向性

〔Ⅰ〕で述べたように、経済・社会の様々な構造変化に税制が対応しなければならないことを念頭に置くと、「公平・中立・簡素」という3つの基本原則を踏まえながら、目指すべき抜本的な税制改革を構築しようとすれば、

1. 国民の安心を支える税制
2. 経済・社会・地域の活力を高める税制
3. 国民・納税者の信頼を得る公正な税制

との3つの視点に立つことが必要である。

1. 国民の安心を支える税制

この社会で安心して暮らしていくように、国民は租税を共に負担し合っている。少子高齢化が進み、疾病への備えや老後の生活が国民の一層大きな関心事となっている中、国民がお互いに支え合う要請はこれまで以上に高まっている。こうした、国民が暮らしを支え合う制度の基礎は、医療、年金、介護などの社会保障制度にあると広く認識されている。真に必要なセーフティ・ネットは社会保障によって担保されるべきであり、実際、現在の我が国では、個人間の再分配機能において社会保障が主要な役割を果たしている。

この社会保障を将来にわたり持続可能で安心できるものとしていくことは極めて重要であり、現に国民の多くがそれを切に望んでいる。社会保障制度は、社会保険料のほか税を原資とする公費によっても支えられており¹、その額は大きく、予算に占める比重も高いうえに、今後も大幅に増加することが見込まれる。社会保険料と税のバランスについては、基礎年金の国庫負担割合を3分の1から2分の1に引き上げることが法律で定められているほか、全額を公費負担とするとの主張もある。いずれに

¹ 現在の社会保障給付の財源は、その相当部分を税による負担（公費負担）に求めている。平成19年度予算の社会保障給付費93.6兆円（年金49.5兆円、医療28.7兆円、介護6.8兆円）に対して、社会保険料55.4兆円、公費負担は30.1兆円（うち国庫負担21.9兆円、地方負担8.2兆円）等となっている。

せよ、税制によって社会保障制度を支える安定的な歳入構造を確立することが、国民の安心につながる喫緊の課題である。

特に、上記の通り、基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上げについては、平成21年度までに、税制の抜本的な改革によって安定的な財源を確保した上で実施することが、法律すでに定められており、速やかに対応を図る必要がある。

さらに、医療、介護等の社会保障給付の公費負担については、今後とも高齢化の進行に伴い増加していくことが見込まれている²。ところが、この公費負担を支える財政は、すでに膨大な債務を抱えている。それにもかかわらず必要な対応を怠れば、将来時点で必要な負担増がさらに拡大する³ことから、世代間の公平に反することとなることにも十分に留意する必要がある。

もちろん、負担の増加ができる限り抑制するため、引き続き社会保障を含む歳出の合理化・効率化を徹底して進めることは不可欠であり、成長力を高める努力を並行して行っていく必要もある。さらに、年金記録に関する問題の解決をはじめとして、国民の行政に対する信頼を取り戻すことも極めて重要である。しかし、必要な歳出までが削られ、国民生活に影響が出る事態は避けなければならない。対応を先送りにした場合に一層増加するコスト、世代間の公平の要請を合わせ考えれば、国民の安心のために真に必要な社会保障給付を実現するため、早急に財源を確保すべきである。

社会保障制度は、国民が共に支えていくことで初めて成り立つものである。今こそ、国民が広く公平に負担を分かち合って、「皆で制度を支え合う」ことが不可欠である。できる限り早いタイミングで、安定的な歳入構造の確立に向けて税体系全体のあり方の抜本的な見直しを実現すべきである。

現在の少子高齢化は、人口減少を伴うものである。人口減少社会への対応は、国・地方・民間公益セクター・企業等が一体となって取り組むべき重要な課題と認識されている。少子化対策として、今後、社会全体の意識改革や働き方の改革、多様な保育

² 平成19年10月17日の経済財政諮問会議に提出された民間議員提出資料では、2025年度に至るまで、医療・介護の一人当たり給付を維持するための財源を、債務残高の対GDP比を増加させずに確保するために、2025年度までに段階的に14～29兆円の増税が必要との試算が示されている。

³ 財政制度等審議会においては、2050年度までに債務残高対GDP比を60%程度に引き下げていくために必要な収支改善幅が、5年間の遅れによって対GDP比で0.7%（約3～4兆円）拡大するとの試算が示されている。

サービス等の充実など、多岐にわたる総合的な取組みを進め、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を実現していくことが求められている。その財源についても、次世代の負担で賄うことがないよう、現時点で手当てすることが重要である。

しかし、こうした国民の安心を支える財政は、極めて厳しい状況にある。政府は、税財政改革の中期的な目標として、まずは2011年度までに、プライマリー・バランス（基礎的財政収支）⁴を確実に黒字化し、さらに2010年代半ばに向けて、債務残高対GDP比を安定的に引き下げるなどを掲げている。財政支出の相当部分を社会保障費が占める現状に照らせば、社会保障制度の安定的な財源を確保することは、こうした政府の目標を達成することにも貢献することとなる。

その際、世代間の公平性の確保の要請を踏まえつつ、各税目の有する特徴に配意しながら、社会保障制度の持続可能性を支えるのにふさわしい財源を確保しなければならない。当調査会としては、後述する消費税の特徴を踏まえ、こうした財源として消費税が重要な役割を果たすべきであることを指摘しておきたい。

さらに、少子化への税制面での対応については、少子化対策全体の議論を受けて、給付等の関連する政策手段相互の関係も考慮しながら、真に効果的な施策を講じていく必要がある。

国民生活の安心を支えていくためには、グローバル化が進む中で生じている、いわゆる格差と呼ばれる様々な問題に対応し、人々が持つ将来への不安を拭い去りながら希望を高めていくことが重要である。歳出と適切に役割を分担しながら、税制も、こうした問題への対応においてできる限りの役割を果たすことが期待されている。確かに、前述の通り、このような個人間の再分配の問題については、社会保障が主要な役割を果たしている。しかしながら、税制も、社会保障によるセーフティ・ネットを財源面から支えることに加え、それ自体として再分配機能を適切に発揮していくべきである。

具体的には、相続税においては、世代を超えた格差の固定化を防ぐとともに、死亡者が生涯にわたり社会から受けた給付に対する負担を清算するという考え方もとり入れ、資産再分配機能の回復を図っていくことが適当である。個人所得課税において

⁴ 「借入を除く税収等の歳入」から「過去の借入に対する元利払いを除いた歳出」を差し引いた財政収支。

も、その所得再分配機能のあり方について検討すべきであり、また、資産性所得への課税についても、こうした観点から見直しを行うべきである。

2. 経済・社会・地域の活力を高める税制

少子高齢化が進行していく中で、国民の安心を支える基礎となるのは、我が国の経済と社会の活力である。したがって、経済と社会の活力を高めることと財政健全化の双方を、車の両輪とする経済・財政運営を行っていくべきである。

経済と社会の活性化については、グローバル化の進展等の構造変化に対応する観点から、これまでも、累次の法人実効税率の引下げや、企業組織再編税制・連結納稅制度の創設、研究開発減税等の政策減税の集中・重点化、減価償却制度の抜本的見直し、相続時精算課税制度の創設、租税条約ネットワークの拡充等が行われてきた。こうした取組みも踏まえつつ、経済活動に極力歪みをもたらさず、それぞれの経済主体が潜在的な能力を最大限発揮できるよう、経済活動への中立性を重視しながら、引き続き税制改革が行われるべきである。

しかも、その税制改革では、働き方や家族のあり方を含め、個人のライフスタイルが多様化していることへの対応も重要であることを認識する必要がある。とりわけ、一人ひとりのライフスタイルの選択を税制ができる限り阻害しないことが重要である。個人所得課税については、この点に十分に留意して、中立的な仕組みとしていくべきである。

個人の貯蓄・投資活動については、高齢化による貯蓄率の低下や、資本の国際的な移動が極めて容易となっている現状の下で、リスクテイクのできる簡素で分かりやすいインフラを整備し、これまで蓄積してきた金融資産を、我が国の国民経済の中で効率的に活用していくことが重要である。こうした観点から、金融所得課税の一体化を進めていくべきである。

企業の活力については、法人課税のあり方や中小企業の活性化が課題として指摘されている。経済のグローバル化に対応した法人課税の税率の引下げについては、法人課税の国際的動向に照らして必要であるとの意見が多くあった。この点については、今後、厳しい財政事情の下、社会保障を支えるため広く国民に負担を求めていくことと

の関係を踏まえ、課税ベースの拡大を含めて対応する必要がある。また、法人部門を中心とした経済活性化の観点からの政策税制については、将来の生産性の向上につながる措置を、真に必要な分野に絞って効果的な活用を図るべきである。最先端の技術革新の分野などにおいて、我が国の将来を支える産業・技術を生み育てるため、創業支援は重要であり、エンジェル税制の改善を図ることなどにより、ベンチャー企業への資金供給を促進していくべきである。なお、国際的な資金循環、クロスボーダーの企業活動を阻害しないような国際課税の不斷の改善も重要である。

社会の活力は人々が自発的に社会参画することで生まれる。社会の多様化が進み、様々な社会のニーズに柔軟に対応していくことが求められている中、行政部門だけでなく、民間による公益活動がその役割を担うことは、今後の我が国の社会の活力を引き出すためにも望ましい。「民間が担う公益活動」への支援の重要性を踏まえ、公益法人制度改革に対応した税制の整備や寄附金税制の改革を行っていく必要がある。

国民がゆとりと豊かさを実感でき、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現する観点から、地方分権改革に取り組んでいく必要がある。地方の活力を取り戻すためにも、地方の自立を推進し、眞の地方分権を確立しなければならない。納税者が身近なところで税を納め、その使途をチェックすることの意義も大きい。こうした地方分権の観点から、国・地方の財政状況、国・地方の税体系のあり方等を考えながら、税源の偏在性が少なく、税収の安定性を備えた地方税体系を構築し、地方税の充実確保を図ることが重要である。

また、地方公共団体間で財政力に格差があることを踏まえ、地方間の税源の偏在を是正し、その格差の縮小を目指すことが喫緊の課題となっていることから、総合的な検討を進め、早急な対応を図るべきである。

3. 国民・納税者の信頼を得る公正な税制

税制は全ての国民の生活に密接に関わるものであり、制度に対して国民・納税者の信頼が得られることが重要である。それは国民の信認を得られるような仕組みによって、必要な負担が分かれられる制度であるべきという意味で、「公正な税制」の要請と言える。

「公正な税制」の基本は、国民や納税者の視点に立った簡素で公平な税制である。この視点は、各税目の改革において一貫されるべきである。

納税者の信頼確保のため、課税の適正化に向けた制度整備についても引き続き検討する必要がある。これと併せて、日々の税務執行における納税者とのやりとり等を踏まえながら、納税者利便の向上に向けた施策を着実に講じるとともに、納税者番号制度や罰則のあり方についての議論を深めていくべきである。

税制に対する信頼を高めていくためという観点から、当調査会を含む関係機関が、今後一層調査・分析機能を充実させていくことは重要である。調査・分析によって得られた知見が税制論議に活用されることが期待されよう。

さらに、広報や租税教育も充実させていく必要がある。国民が税の使途を理解し、納税に納得感を持つことこそ、るべき税制の基本である。特に子どものうちから、税を納める意義を考え、学ぶことが、民主主義を担う社会の構成員を育む基礎となる。

4. 消費課税

(1) 消費税

① 特徴

信頼できるセーフティ・ネットの下で生活の安心が確保されることは、国民一人ひとりがその能力を発揮し豊かな人生を送るための基盤である。そのためにも、子や孫が未来に夢と希望を持てるよう、持続可能な社会保障制度を支える財源を確保することが税制の喫緊の課題である。その際、財源となる税収については、一定規模の社会保障の財政需要を賄えるものであると同時に、経済の動向や人口構成の変化に左右されにくくいことがまず求められる。併せて、現世代の国民が広く公平に負担を分かち合うことを通じて世代間の不公平のはざむに資することも重要である。

消費税は、これらの要請に応え得るほか、財貨・サービスの消費に幅広く等しく負担を求める性格から、勤労世代など特定の者への負担が集中せず、その簡単な仕組みともあいまって貯蓄や投資を含む経済活動に与える歪みが小さいという特徴を有する。また、国境調整を通じて税率の変更が国際競争力に与える影響を遮断できるという面も有する。少子高齢化に伴って経済社会の活力の減退が懸念される状況にあっては、これらの特徴も重要な要素であり、このような様々な特徴を併せ有する消費税は、税制における社会保障財源の中核を担うにふさわしいと考えられる。

② 用途

消費税については、平成11年度予算以降、国分を基礎年金・高齢者医療・介護の3経費に充てることを毎年度の予算総則に明記している。消費税がこのように生活に密接に関わる分野に振り向けられ、国民に還元されることを明らかにしておくことは、国民の理解を深める上でも重要なことである。①で示した消費税の社会保障財源としての適性を踏まえれば、その位置付けをより明確にし、社会保障費に関しては、効率化・合理化努力を進めつつ、将来世代に負担を先送りするのではなく、消費税率を引き上げていくことによって賄うとの姿勢を明らかにすること（「消費税の社会保障財源化」）につき、選択肢の一つとして幅広く検討を行うべきである。

③ 消費税と再分配

消費税については、所得に対して逆進的であるとの指摘がある。こうした指摘は十分念頭に置く必要があるが、るべき再分配政策を考える上では、一税目の負担のみに着目するだけでは不十分であり、他税目や社会保険料を含む負担全体、更には社会保障給付等の受益全体をも考慮に入れなければならない。格差の広がり（「ジニ係数」の上昇など）が指摘される中、近年においても税と社会保障による再分配後の所得格差の状況に大きな変化は見られない。社会保障の受益は低所得者で大きく、社会保障が所得再分配に大きな役割を果たしているからである。したがって、社会保障の安定的な財源を確保することは、再分配政策上も大きな意義を有すると考えられる。消費税の社会保障財源としての位置付けをより明確にする場合には、受益と負担を通じた全体で所得再分配に寄与するという消費税の役割について、より積極的な意義付けが行われるべきである。

なお、長寿化、経済のストック化、働き方の多様化といった経済・社会の構造変化の中、「一時点の所得」の水準という一つの尺度からのみ担税力を評価することは必ずしも適当でなくなっている。例えば、かつての所得で蓄積したストックを取り崩して豊かな生活を享受している者と、現在は一定の所得があるものの将来の不確定性や老後生活に備えて質素に生活している者がいたとする。この場合、前者について、現時点の所得に対する消費税負担率が後者より高いからといって、経済力が乏しい者により重い負担を求めているという「逆進性」の弊があるとは必ずしも言えない。一方では、稼得された所得はいつかは消費されるとの考えに立てば、消費は「一時点の所得」よりも生涯を通じた経済力をより正確に反映していると考えられる。これに比例的に負担を求める消費税は、むしろ負担の公平に資するとの見方も可能である。

消費税を含む税体系の抜本的改革に際しては、このような観点を踏まえた上で、所得分配に与える影響に留意すべきである。所得再分配については、国民が広く公平に負担を分かち合うとの基本的考え方にして、安易な歳出等を避けつつ、真に支援が必要な者にきめ細やかに社会政策的な配慮を行うこととすべきである。

いわゆる軽減税率は、ヨーロッパ諸国では食料品等に対して導入されているが、我が国の税率水準がヨーロッパ諸国と比べて低いことや高額所得者にもメリットが及ぶことを踏まえれば、再分配政策としての効果は乏しい。さらに、制度の簡素化、経済に対する中立性、事業者の事務負担、税務執行コストを考慮すれば、極力単一税率が望ましい。また、社会保障の安定的な財源として一定規模の税収の確保が求められる場合には、軽減税率による減収分だけ標準税率を高くせざるを得ないことにも留意する必要がある。消費税の税率構造のあり方については、高い税率水準の下で複数税率を採用しているヨーロッパ諸国の実態も参考にしつつ、引き続き検討を深めるべきである。

④ 消費税制度の信頼性・透明性を高めるための取組み

消費税制度については、平成15年度税制改正において事業者免税点や簡易課税制度の適用上限を大きく引き下げるなどの見直しが行われてきた。これらの見直しにより消費税制度の信頼性・透明性は相当程度向上したと考えられるが、消費税の充実を期していく上では一層の取組みが求められる。

その際、消費税の仕入税額控除について、ヨーロッパ諸国のようないわゆる「インボイス方式」の導入が検討課題となる。「インボイス方式」の導入は、仕入税額控除の適正化に資するが、他方で免税事業者が取引の中間段階から排除されかねないとの懸念もある。制度の信頼性・透明性の向上の要請と中小零細事業者の取引実態への配慮をどのようにバランスさせるか、総合的に検討を行うべきである。なお、仮に軽減税率を導入する場合には、仕入税額控除がより複雑化することとなるため、事業者負担の軽減も踏まえ適切な仕入税額控除を確保する観点から、「インボイス方式」の導入が不可欠となろう。

事業者免税点制度や簡易課税制度についても、引き続き必要な見直しが行われるべきである。法人設立後2年間は免税事業者となる制度や仕入税額控除の計算方法を濫用した租税回避など、執行に当たって問題が生じているケースへの対処も必要である。

(2) 地方消費税

地方消費税は、税収の偏在性が少なく、安定的な基幹税目の一つとして、地方税体系において重要な役割を果たしている。一方、きめ細やかな対応が求められる社会保障については、地方の果たす役割も重要であり、財源の確保が必要である。少子高齢化の進展に伴い、今後、地方においても地域福祉等を支える社会保障関係費の大幅な増加が見込まれる中で、地方消費税の充実確保を図っていく必要がある。

(3) 道路特定財源

揮発油税、自動車重量税等の道路特定財源については、昨年末閣議決定された「道路特定財源の見直しに関する具体策」（平成18年12月8日）において、「20年度以降も、厳しい財政事情の下、環境面への影響にも配慮し、暫定税率による上乗せ分も含め、現行の税率水準を維持する」とこととされている。この「具体策」に基づき、道路整備の必要性、厳しい財政事情、環境面への影響、納税者の理解の観点等を十分に踏まえつつ、国民の理解が得られる改革を進めるべきである。

(4) 地球温暖化問題への対応

地球温暖化問題については、「環境と経済の両立」という基本的な考え方方に立つて、自主的取組、啓蒙を含む多様な政策手段を適切に用いていくことが必要である。

環境税については、国・地方の温暖化対策全体の中での具体的な位置付け、その効果、国民経済や国際競争力に与える影響、既存エネルギー関係諸税との関係等を十分に踏まえ、総合的に検討していくべき課題である。